

議案第45号 平成27年度活動評価案について

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：鹿児島県

農業委員会名：肝付町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	本庁舎掲示板において告示
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	総会終了後から概ね10日間程度
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局に備え付け
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 106件、うち許可 105件及び不許可 1件) (平成28年3月現在)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類の審査, 申請人への聞き取り, 現地確認, 農家台帳等との照合等			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	月毎の案件を個別に審議。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	105件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	1件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録で公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 10日	処理期間(平均)	10日
	是正措置				

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 25件) (平成28年3月現在)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請人立会のもと, 農業委員2名, 事務局で現地調査を行い, 周辺農地への影響や, 申請人からの聞き取り等を行っている。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	案件ごとに個別に審議し, 調査委員による現地調査報告, 農地の区分を示し, 処理基準に則り判断している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録で公表または必要な際は本人に説明。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	22 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	11 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	11 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	11 法人
	提出しなかった理由	会計年度等の事情によるもの, その他不明
	対応方針	督促しても提出しない法人, 1年以上未提出の法人については, 再度督促を行うとともに, 農業委員会総会に報告し, 対応を検討する。
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 911 件 公表時期 平成28年1月 情報の提供方法: 農業委員会だよりに掲載し, 町内各世帯に配布。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2, 676件 取りまとめ時期 平成28年2月 情報の提供方法:
	是正措置	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2, 793 ha 整備方法: 電算システム データ更新: 権利移動, 固定資産台帳との照合(月末), その他は随時
	是正措置	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については, それぞれの事務ごとに, 事実関係の確認, 総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し, (1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	1 下限面積関係 2 相続関係
農地転用に関する事務	1 転用許可基準関係 2 農用地区域内の農地の転用関係 3 転用可能面積の基準関係 4 太陽光発電施設関係
農業生産法人からの報告への対応	0件
情報の提供等	1 遊休農地関係
その他法令事務に関するもの	1 農地中間管理事業関係 2 農業経営基盤強化促進法による利用権関係

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2, 793ha	20. 1ha	0.7%
課 題	山間部の圃場は耕作困難地が多く、今後増加していくことが予想される。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	2. 1ha	42%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期		
		9月～11月	29	11月～12月		
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 重点地域を定め、順次調査を行う。 班編成を行い、調査する。 				
	遊休農地への指導	実施時期:				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期		
		10月～11月	29 人	11月～12月		
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 重点地域を定め、順次調査を行う。 日常的な農地パトロールを行い、早期発見に努める。 				
	遊休農地への指導	実施時期:平成28年2月				
	指導件数:	69件	指導面積:	6ha	指導対象者:	46人
	遊休農地である旨の通知	件数:	69件	面積:	6ha	対象者:
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	件	面積:	ha	対象者:	人
その他の取組状況	地権者(耕作者)との協議					

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	地権者へは文書等で意向を確認し、協議を進めてきたが、効率、生産性の低い農地は解消が困難である。
活動に対する評価の案	遊休化した農地は効率、生産性の低い山間部等の農地がほとんどで、解消が進まなかった。指導、通知をすることが改善につながるとは考えにくい。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	鳥獣等による被害や、また高齢化により、特に中山間部の農地については耕作が困難となっている。
活動の評価案に対する意見等	高齢化で、維持管理が困難である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休化した農地は、生産性の低い中山間部に多く、高齢化が進行している現状では維持管理が困難な状態である。
活動に対する評価	比較的生産性が見込める地域を重点に指導を行い、保全管理を含め解消目標を達成できた。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	1,817戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	170戸	142経営	法人	団体
	農業生産法人数	22法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により、地域の担い手が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5経営	法人	団体
実 績 ②	10経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	200%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	・地域の意欲のある農業者の情報収集を行い、農政部局と連携し、認定の推進活動を実施する(通年)。		
活動実績	農政企画委員会等での意見、担い手等へ相談活		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	新規就農者の確保		
活動に対する評価の案	情報提供等、町部局と連携した。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	青年就農給付事業により、新規就農者や親元からの独立が進んだ。		
活動の評価案に対する意見等	親元で働いている人への情報提供。		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	青年給付事業による目標が甘かった。		
活動に対する評価	情報提供による推進が図られた。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2, 793ha	1, 133 ha	40.56%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による担い手が不足し、耕作放棄地の増加、農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、担い手、認定農業者も高齢化している。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
120ha	161 ha	134%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 早期水田を中心に、担い手への利用集積を図る。 ・11月 畑を中心に担い手への利用集積を図る。 ・1月 農業委員会だよりを発行し、農地の権利移動の制度等を周知する。
活動実績	通年にわたり、各農業委員による利用権の促進を行った。また、農業委員会だよりを全世帯に配布し、制度等の啓発を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	貸手・借手の戸別訪問や相談を受け迅速に対応できた。
活動に対する評価の案	担い手への集積やあっせんを積極的に行うことができた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	1 利用権設定については、契約期間が来れば本人に戻ってくるので安心。 1 権利設定のしやすさがある。
活動の評価案に対する意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積を進めたいが、優良農地については既契約農地が多く農地確保が難しい。 ・圃場整備の進んでない圃場については、利用集積を進めづらい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	・やみ小作解消に繋げることができた。
活動に対する評価	・担い手への利用集積が、概ね図られた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,793ha	0ha	0%
課 題	・現時点において、指導・勧告等を行っている違反転用事案は発生していない。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
ha	ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロールや農地法の広報活動を実施し、発生防止に努める。
活動実績	農地パトロールや広報活動により、未然防止に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	・農地パトロールを行い未然防止に努める。(通年) ・農業委員会だよりによる農地転用制度の周知。(1月)
活動に対する評価の案	日常的な農地パトロールを実施し、未然防止に努めた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無し
活動の評価案に対する意見等	無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	未然防止につなげた。
活動に対する評価結果	未然防止につなげた。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。